学習会

同一勞動同一賃金

2020年4月から始まる同一労働同一賃金はどのようなものになるのでしょうか? この法律は非正規労働者の待遇改善となるのでしょうか? また、企業は何を改善する必要があるのかなど、詳しく学んでいきます。 ぜひ、ご参加ください。



2019年11月19日火 18:30~20:00

ハートフルスクエアG (研修室50)【参加無料】





講師:小田江理子さん

(岐阜労働局 雇用・環境均等室)









同一労働同一賃金の派遣法に関する分野については「需給調整事業室」であるため、今回は同法に関する話はできません。予めご了承ください。

主催: 労働法制対策会議

加盟組織:自由法曹団岐阜支部・東海労働弁護団岐阜支部・岐阜県労働組合総連合

●この件に関しての問い合わせ先 岐阜県労働組合総連合(平野竜也) 電話058-252-3013FAX058-253-4996 岐阜県岐阜市徹明通7-13 岐阜県教育会館402